

長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式 ガイドライン

令和 7 年度適用

長崎県 土木部



本ガイドラインは、長崎県が発注する建設関連業務委託を対象として、一般的な考え方を示したものであり、具体的な評価基準等については、業務毎の入札公告に設定されます。

《問い合わせ先》

長崎県 土木部 建設企画課 総合評価班

電話：０９５－８２４－１１１１（内線３０２９） （直通）０９５－８９４－３０２９

FAX：０９５－８９４－３４６１

総合評価班メールアドレス：sougouhyouka@pref.nagasaki.lg.jp

目 次

1. 総合評価落札方式の導入背景及び概要	-1-
1-1 導入背景	-1-
1-2 総合評価落札方式の概要	-1-
2. 総合評価落札方式の型式及び適用	-2-
2-1 総合評価落札方式における発注型式	-2-
2-2 発注方式の選定	-2-
2-3 総合評価落札方式の適用範囲	-3-
3. 落札者決定基準	-3-
3-1 技術力等の評価方法	-3-
3-2 落札者の決定方法	-4-
3-3 低入札価格調査制度	-6-
4. 学識経験者への意見聴取	-7-
4-1 意見聴取に係る背景	-7-
4-2 総合評価審査委員会	-7-
5. 事前審査登録制度	-8-
5-1 制度の概要	-8-
5-2 事前審査登録について	-8-
6. 入札手続きの実施手順	-10-
6-1 簡易型	-10-
6-2 特別簡易型	-11-
7. 評価項目及び評価基準	-12-
7-1 評価項目及び配点基準	-12-
7-2 企業の経験及び能力	-12-
(1) 企業の同種業務実績	-12-
(2) 企業の業務成績評定	-13-
(3) 県内での同種業務受注実績	-14-
(4) 災害支援協定	-14-
(5) 県内在住技術者の雇用	-15-
(6) 県内在住女性・若手職員の雇用	-16-
7-3 配置予定管理技術者の経験及び能力	-17-
(1) 配置予定管理技術者の資格	-17-
(2) 配置予定管理技術者の同種業務実績	-17-

(3) 配置予定管理技術者の手持ち業務件数	・ ・ ・ ・ ・	-18-
(4) 配置予定管理技術者の業務成績評価	・ ・ ・ ・ ・	-18-
7-4 品質確保・向上に関する提案	・ ・ ・ ・ ・	-20-
(1) 技術提案を求める着目点及び評価	・ ・ ・ ・ ・	-20-
(2) 提案の作成要領	・ ・ ・ ・ ・	-20-
(3) 提案の作成における留意点	・ ・ ・ ・ ・	-21-
(4) 提案の履行の担保	・ ・ ・ ・ ・	-21-
(5) 普通評価とする技術提案の事例	・ ・ ・ ・ ・	-22-
7-5 技術資料の一括審査方式	・ ・ ・ ・ ・	-22-
8. その他	・ ・ ・ ・ ・	-23-
8-1 入札結果等の公表	・ ・ ・ ・ ・	-23-
8-2 審査結果及び入札結果の説明要求	・ ・ ・ ・ ・	-23-
8-3 開示請求	・ ・ ・ ・ ・	-23-
8-4 秘密保持	・ ・ ・ ・ ・	-23-
 【巻末資料】		
表-7 令和6年度 評価項目毎の評価基準及び配点	・ ・ ・ ・ ・	-24-
表-8 特殊法人等に該当する法人の一覧	・ ・ ・ ・ ・	-25-

1. 総合評価落札方式の導入背景及び概要

1-1 導入の背景

平成17年4月1日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」とする）によると、公共工事の品質確保における基本理念として、同法第3条第2項において経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと定めている。

さらに、令和6年6月19日施行の「品確法」一部改正において新たな基本理念が明示されており、同法第3条第15項において、公共工事の品質確保に当たっては調査業務等の内容に応じた知識又は技術力が適切に評価されるとともに十分に活用されなければならないとされ、建設関連業務も「品確法」の対象として位置付けられている。

これを受けて、本県では令和2年10月より建設関連業務における総合評価落札方式の試行を開始しており、建設工事と一体的に品質確保及び向上を図ってきたところである。

《関連する法令・要綱等》

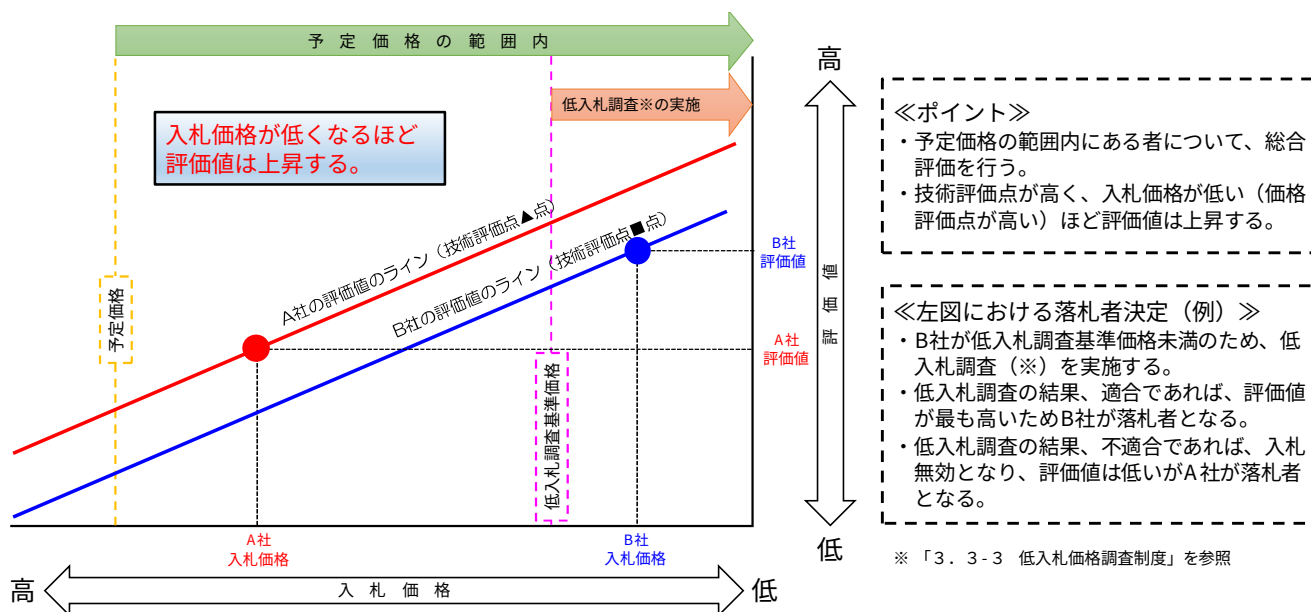
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
制定：平成17年法律第18号 最終改正：令和6年6月19日法律第54号
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
制定：平成17年8月26日
- 発注関係事務の運用に関する指針
制定：平成27年1月30日 最終改正：令和7年2月3日

1-2 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは従来の価格のみによる落札者決定方式と異なり、入札参加者から提示された価格及び企業等の技術力を総合的に評価した結果により落札者を決定する方式である。

入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、価格及び技術力を点数化し、合算した点数（評価値）が最も高い者を落札者とするることにより、価格及び技術力が総合的に優れた企業を選定できるものである。

本県では、著しく低い入札価格での落札による労働条件の悪化、設計業務の手抜き等による業務成果品の品質の低下を防止するため、低入札調査基準価格を設定し、**落札者になりえる者**でこれを下回る価格で入札した者については、低入札価格調査を実施することとしている。（「3. 3-3 低入札価格調査制度」を参照）



2. 総合評価落札方式の型式及び適用

2-1 総合評価落札方式における発注型式

総合評価落札方式は、当該業務の規模や技術的難易度、業務の特性に応じて、次に掲げる型式に区分する。

(1) 簡易型

特に高度な技術力を要する業務において、企業と配置予定技術者の経験・能力の他、品質確保・向上に関する提案を求め、評価する型式であり、当初設計金額 1 千万円以上の設計業務を対象とする。

(2) 特別簡易型

比較的高度な技術力を要する業務において、企業と配置予定技術者の経験・能力により評価する型式であり、当初設計金額 5 百万円以上の設計業務を対象とする。なお、入札参加資格要件により以下のとおり細分する。

- ①特別簡易 1 型・・・県内企業及び県外企業の双方の入札参加を見込む型式
- ②特別簡易 2 型・・・入札参加者を県内企業のみとする型式

2-2 発注方式の選定

発注型式の選定については、図-2 に示す発注区分図より当該設計業務の内容に応じた発注型式を選択する。

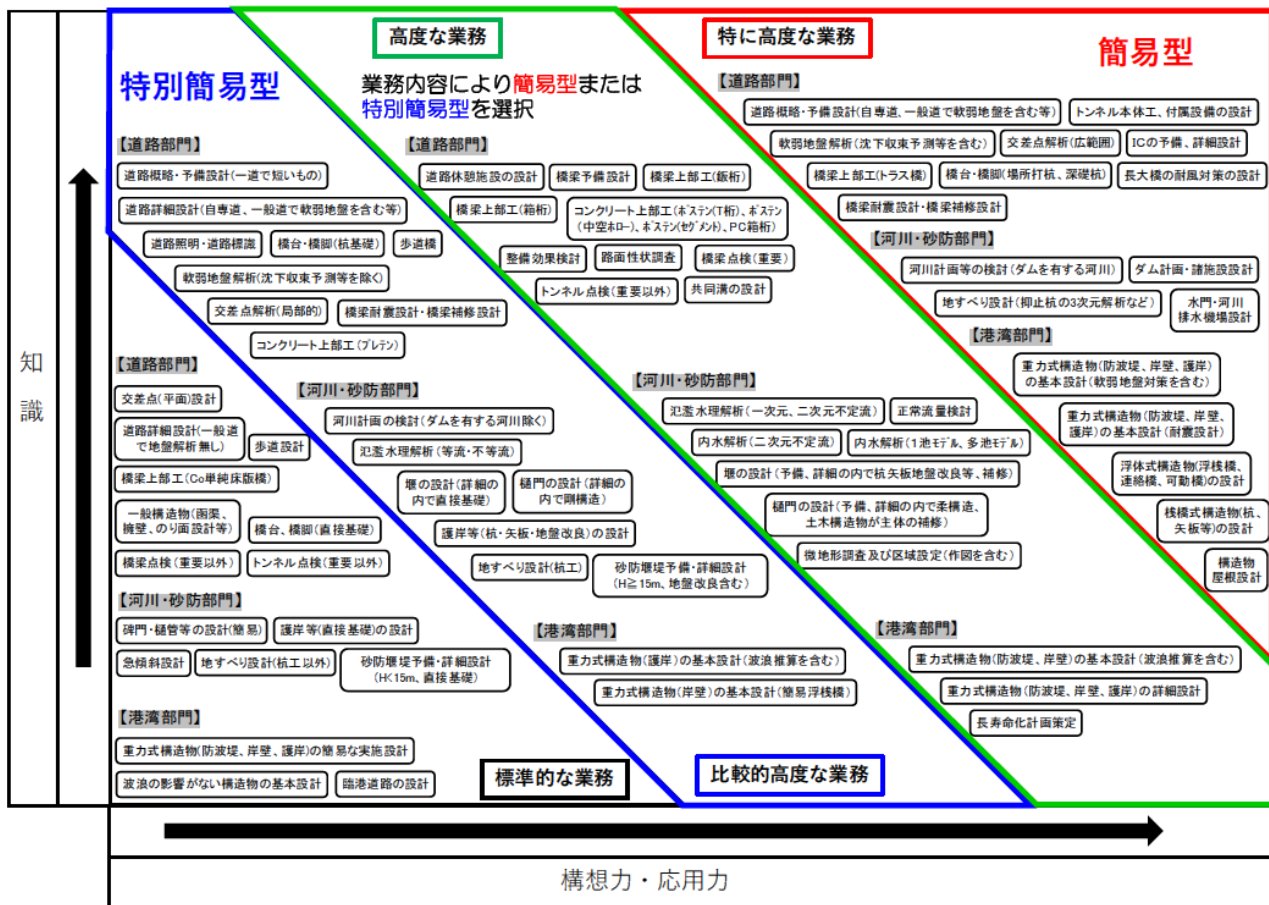


図-2 建設関連業務（設計業務）における発注区分図

2-3 総合評価落札方式の適用範囲

建設関連業務における総合評価落札方式の適用範囲は、以下のとおりである。

なお、総合評価落札方式により諸経費区分の異なる複数の業務を同一業務として発注する対象は、主な業務が設計業務であるものに限る。

表-1 建設関連業務（設計業務）における総合評価落札方式の適用範囲

総合評価型式	対象企業	評価方式※2	適用価格帯（設計金額）	技術評価点	価格評価点	適用
簡易型	主に県外	事前事後混在タイプ	1千万円以上WTO対象金額未満	100	100	特に高度な業務※1
特別簡易型	1型 県内・県外	事後評価タイプ	5百万円以上	50	100	比較的高度な業務
	2型 県内					

※1 発注区分図の特に高度な業務に該当する業務は、品質確保・向上のための提案を求めることで品質確保・向上が見込める業務とする。

なお、高度な業務から選択することも可とする。

※2 「3. 3-1 技術力等の評価方法」を参照

3. 落札者決定基準

3-1 技術力等の評価方法

総合評価落札方式は長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1項第10号に規定する事前審査型に基づくものであるが、企業の技術力等の評価方法により以下のとおり区分する。

(1) 事前評価タイプ【WTO対象業務】

- ① 事前に入札書以外の資料（競争参加資格確認申請書、技術資料等）の提出を求め、開札前までにすべての入札参加者の競争参加資格及び技術資料等の審査を行うタイプ。
- ② 技術資料等に記載された自己審査点は参考とし、技術資料等の記載内容及び添付資料で評価を行う。

(2) 事後評価タイプ【特別簡易1型、特別簡易2型】

- ① 入札参加者から入札書と同時（入札期間内）に技術資料等の提出を求め、入札価格と技術資料等における自己審査点から仮の評価値を算定し、最も高い者の競争参加資格及び技術資料等を審査するタイプ。
- ② 仮の評価値が最も高い者の審査の結果、評価値が最も高く、順位に変更がなければ、他の者の評価は行わないものとする。
- ③ 各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は以下のとおりとする。
 - 自己審査点が技術資料等の審査結果より過大である場合は、技術資料等の評価点数を採用する。
 - 自己審査点が技術資料等の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

(3) 事前事後混在タイプ【簡易型】

- ① 入札に参加しようとする者から、事前に技術資料（品質確保・向上に関する提案）の提出を求め
- ② 〃、技術資料（品質確保・向上に関する提案）の審査を行う。
- ③ 入札参加者から入札書と同時（入札期間内）に技術資料等（品質確保・向上に関する提案以外）の提出を求め、自己審査点、事前に審査した提案の評価点及び入札価格から算定された仮の評価値において最も高い者の審査を行う。
- ④ ②以降の審査については、「(2) 事後評価タイプ ②及び③」と同様に行う。

《関連する法令・要綱等》

- 長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱
制定：平成22年3月25日 21建企第735号
最終改正：令和6年3月21日 5建企第442号

3-2 落札者の決定方法

(1) 落札者決定の方法

① 基本的な方法

入札参加者は、「価格」、「企業の経験及び能力」、「配置予定管理技術者の経験及び能力」及び「品質確保・向上に関する提案」をもって入札に参加した者のうち、以下に示す要件を満たすものを落札者とする。

- 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

- 「3-2 (2) 評価値の算出方法」により得られた点数（以下、「評価値」という。）の最も高い者であること。

ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求を全て満たして入札した他の者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする場合がある。

② 落札者となるべき者が2者以上ある場合

- 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領（以下、「試行要領」という。）第21条第4項に基づき、くじにより落札者を決定する。

(2) 評価値の算出方法

評価値は次式により算出する。

- 「評価値」＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

※「評価値」は端数処理を行わない。

※「評価値」の表示は、原則少数第3位（少数第4位を四捨五入）までとするが、「評価値」が最高点で同点の者が複数いる場合は、差が生じるまで表示する。

- 価格評価点 ＝（価格評価点の配分点）× $\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$

※価格評価点の表示は、原則少数第3位（少数第4位を四捨五入）までとするが、「評価値」が最高点で同点の者が複数いる場合は、差が生じるまで表示する。

- 技術評価点 ＝ 「7. 評価項目及び評価基準」に基づく評価点の合計

なお、価格評価点及び技術評価点の配分点は、表-2のとおりである。

表-2 価格評価点及び技術評価点の配分

	価格評価点	技術評価点	合計
簡易型	100	100	200
特別簡易型	100	50	150

＜関連する法令・要綱等＞

- 長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領
制定：令和2年9月30日 2建企第361号
最終改正：令和7年3月21日 6建企第334号

3-3 低入札価格調査制度

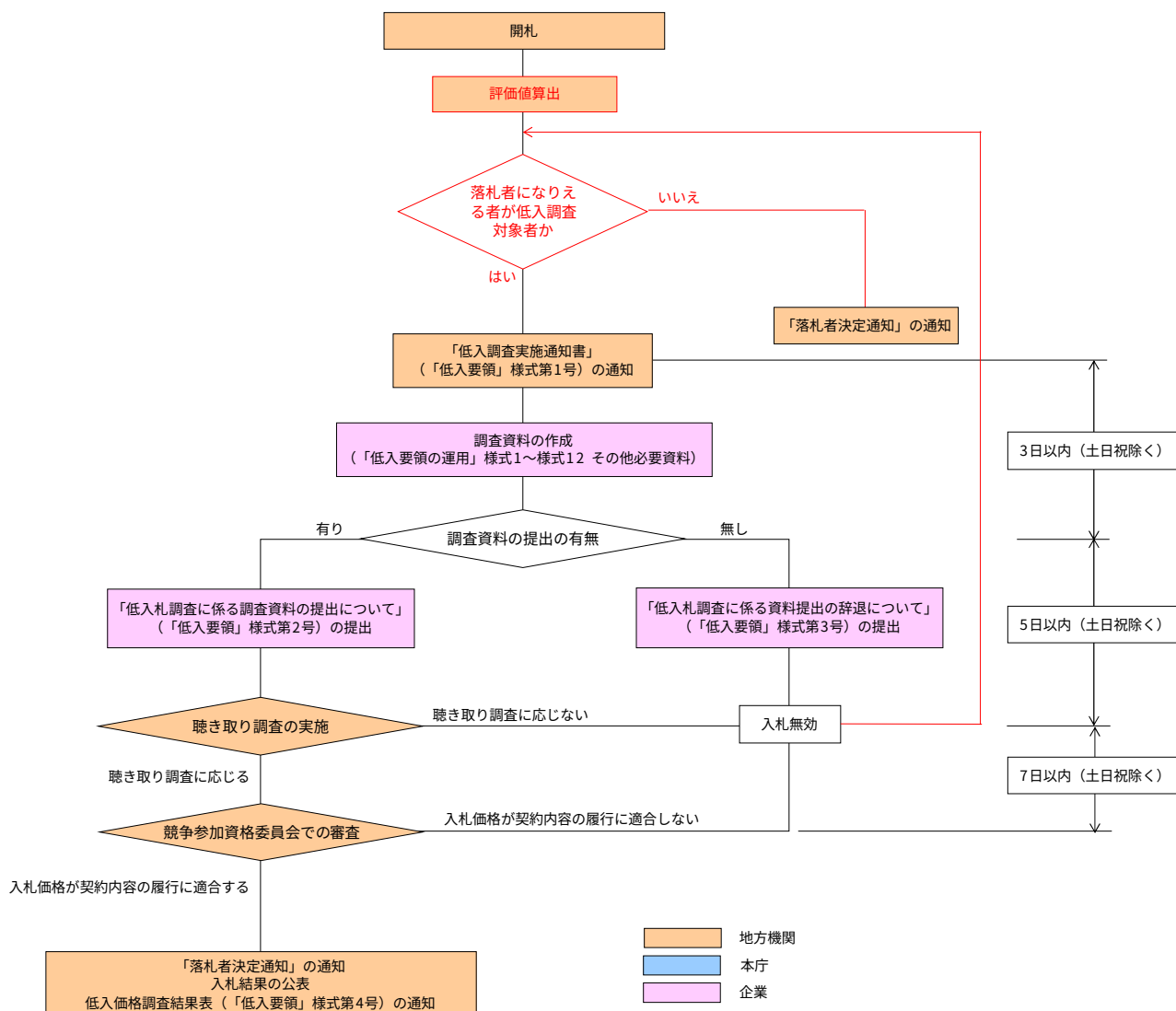
(1) 低入札価格調査制度の概要

建設関連業務の品質の確保と適切な遂行を図るため、長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領（以下、「低入要領」という。）第3条第1項により設定される価格（低入札調査基準価格。以下、「低入価格」という。）を下回った入札参加者があった場合、「低入要領」及び長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領の運用について（以下、「低入要領の運用」という。）に記載する調査方法及び内容等に基づき低入札調査を実施する。

なお、低入札調査の結果、契約内容の不履行となる恐れがあると認められた場合及び調査に応じない意向を示した場合は、入札無効扱いとする。

(2) 低入札価格調査に係る手続き

低入札価格調査は、図-3に示す手続きフローのとおり実施する。



(3) 低入札調査基準価格の算定における留意事項

設計業務に現地調査を含める等の複数業務を同一業務で発注する場合、各々の業務の諸経費区分（設計業務、測量業務、地質調査業務）に応じた低入価格を算定し、得られた金額を合算したものを「低入価格」とする。

表-3 低入札調査基準価格算定基準

業種区分	①低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
測量業務	直接測量費の額＋測量調査費の額＋諸経費の額×50%	上限額は設計金額×82% 下限額は設計金額×60% （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）
地質調査業務	直接調査費の額＋間接調査費の額×90%＋解析等調査業務費の額×80%＋諸経費の額×50%	上限額は設計金額×85% 下限額は設計金額×（3分の2） （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×90%＋一般管理費等の額×50%	上限額は設計金額×81% 下限額は設計金額×60% （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）

※ ①により算定した額が②により算定した上限額を超える場合にあっては上限額を、②により算定した下限額に満たない場合は下限額を低入札調査基準価格の範囲とする。

※ 当分の間、「予定価格」とあるのは「設計金額（設計書、仕様書等によって算定された当該業務に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。）」とする。

※ 複数の業種を含む業務の場合は、各々の業種区分ごとに、上表①及び②の方法により低入札調査基準価格を算定し、合算したものを低入札調査基準価格とする。

＜関連する法令・要綱等＞

- 長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領
制 定：令和2年9月30日 2建企第363号
最終改正：令和6年5月 7日 6建企第41号
- 長崎県建設関連業務委託低入価格調査制度試行要領の運用について
制 定：令和2年9月30日 2建企第364号

4. 学識経験者への意見聴取

4-1 意見聴取に係る背景

地方自治法施行令第167条の10の2において、落札者決定基準を定める場合は学識経験者の意見を聴かなければならないとされており、さらに必要に応じて落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとする場合においても意見聴取を行わなければならないと明記されている。なお、学識経験者は中立かつ公正な立場から意見をできる者である必要があり、大学の教職員、国土交通省の職員等が挙げられる。

4-2 総合評価審査委員会

地方自治法施行令第167条の10の2に基づき学識経験者から意見聴取を行うため、総合評価審査委員会を設置しており、委員会には全体委員会及び小委員会を置いている。以下に各委員会での審議内容を示す。

①全体委員会での審議内容

総合評価落札方式の実施方針に関する審議を行う。

- 総合評価落札方式の改善
- 総合評価落札方式の入札・契約のあり方
- 総合評価落札方式の実施方針の策定
- 複数工事・業務に共通する評価方法の策定

②小委員会での審議内容

個別工事・業務の総合評価に関する審議を行う。

- 総合評価落札方式の実施の適否
- 落札者決定基準
- 技術提案の審査

表-4 総合評価審査委員会の概要

委員会	開催時期		審議内容	成立要件等
全体委員会	年度末に開催		・ 総合評価落札方式の改善（改正） ・ 複数工事に共通する評価方法の策定（評価項目、配点等）	・ 委員の半数以上の出席 ・ 公開による開催
小委員会	工事・業務案件毎に随時開催	入札公告前	・ 落札者決定基準（技術提案の「着目点」等の工事・業務案件ごとに設定する事項等） ・ 評価項目、配点（全体委員会で審議していない評価方法を採用する場合）	・ 2名以上の委員の出席 ・ 非公開による開催
		開札前	・ 技術提案の審査	

5. 事前審査登録制度

5-1 制度の概要

入札参加申請に係る事務負担の軽減を図るため、「企業の経験及び能力」に関する評価項目のうち、一部の評価項目について事前に審査を行い、その結果を登録することにより、入札参加者が発注案件毎に提出する技術資料の提出を省略できるものとする。なお、事前審査登録制度を活用しないことにより、総合評価において不利となるものではない。

5-2 事前審査登録について

（1）事前審査登録項目

以下の3項目について事前に審査し、県の建設関連業務委託総合評価データベース（以下、「データベース」）に登録する。登録内容は、当該年度の3月末日までに入札公告される案件において有効とする。

《登録項目》

- 企業の業務成績評定
- 災害支援協定
- 県内在住技術者の雇用状況

(2) 事前審査登録申請

事前登録を希望する者は、長崎県建設関連業務における事前審査登録制度実施要領及び長崎県建設関連業務における事前審査申請説明書に従い、定められた期間中に、必要書類を作成し、長崎県土木部建設企画課総合評価班に申請すること。

《第1回申請》

- 申請期間：当該年度の4月1日～15日（当日消印有効）
- 提出物：紙媒体1部（第1回申請書と添付資料等）、電子媒体（CD-R）1部（第1回申請書及び提出様式のExcelデータ・添付資料のPDFデータ）
- 注意事項：電子媒体のラベルに「R〇年度（当該年度を記入）第1回申請」と企業名を記入し、切手を貼った返信用封筒（長3号120mm×235mm）を同封して郵送すること。

《随時申請》

- 申請期間：当該年度の5月1日～15日（当日消印有効）以降毎月1日～15日（当日消印有効）
- 提出物：紙媒体1部（随時申請書と添付資料等）、電子媒体（CD-R）1部（第1回申請書及び提出様式のExcelデータ・添付資料のPDFデータ）
- 注意事項：電子媒体のラベルに「R〇年度（当該年度を記入）随時申請」と企業名を記入し、切手を貼った返信用封筒（長3号120mm×235mm）を同封して郵送すること。

《申請時の留意事項》

- 申請は郵送によるもののみ受け付けるものとする。
- 切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は、事前審査結果通知書を郵送できないので注意すること。

(3) 事前審査登録内容の通知及び活用

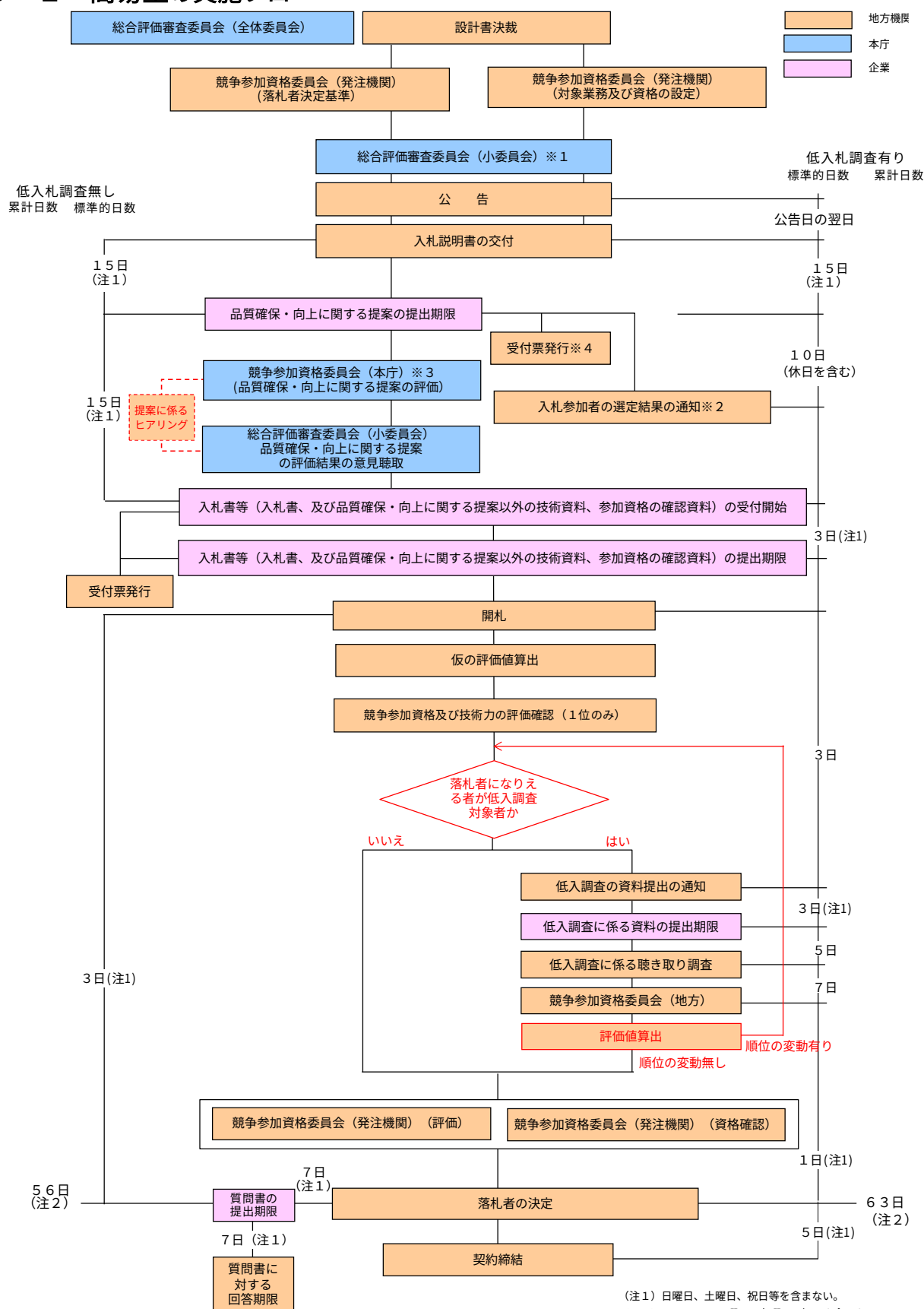
審査終了後、申請者にデータベースに登録する内容と同様の内容を事前審査結果通知書にて通知する。事前審査登録制度を活用する場合は、入札参加を希望する案件毎に事前審査結果通知書の写しを添付すること。

《関連する法令・要綱等》

- 長崎県建設関連業務における事前審査登録制度実施要領
制 定：令和6年1月16日 5建企第350号
最終改正：令和7年2月28日 6建企第306号
- 令和7年度長崎県建設関連業務における事前審査申請説明書

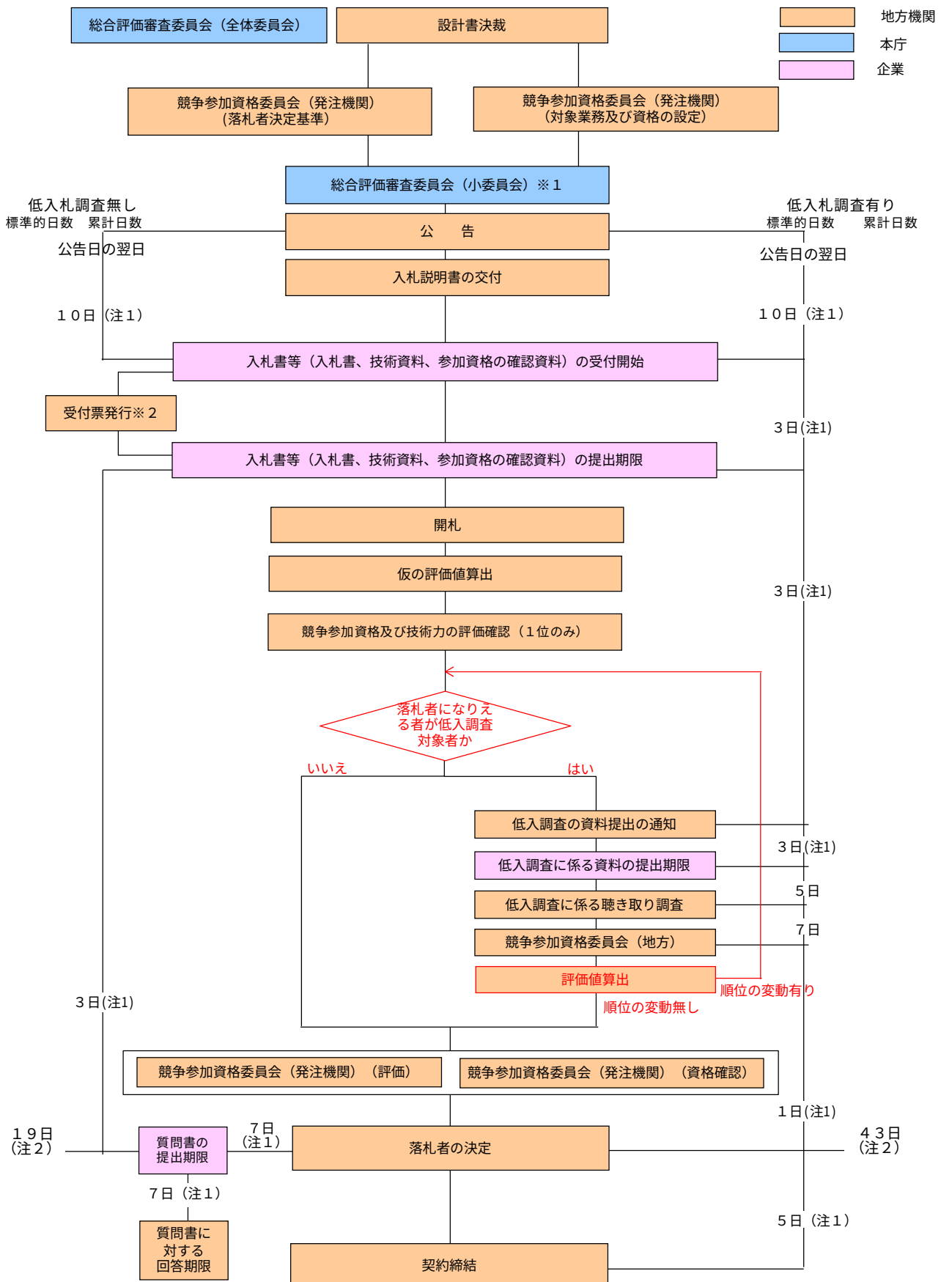
6. 入札手続きの実施手順

6-1 簡易型の実施フロー



- ※1 業務案件毎に個別に設定する提案の着目点について審査を行う。また、全体委員会で意見聴取を行っていない配点を落札者決定基準に設定する場合においても、配点に対する意見聴取を行う
- ※2 入札参加希望者が10者を超える場合は、指名選定システムで10者に選定を行う
- ※3 技術提案の評価が技術審査分科会に委ねられている場合、技術審査分科会で評価を行う
- ※4 品質確保・向上に関する提案の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす

6-2 特別簡易型の実施フロー



※1 全体委員会で意見聴取を行っていない配点を落札者決定基準に設定する場合は、配点に対する意見聴取を行う
 ※2 参加資格の確認資料の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす

7. 評価項目及び評価基準

7-1 評価項目及び配点基準

表-5 総合評価型式別評価項目及び配点一覧

総合評価型式		企業の経験及び能力							配置予定管理技術者の経験及び能力					品質確保・向上に関する提案	合計
		企業の実績関係		企業の地域精通・貢献度					資格	同種業務実績	手持ち業務件数	業務成績評定	小計		
				受注実績 県内での同種業務	災害支援協定	県内在住技術者の雇用	県内在住女性の雇用・若手職員の雇用	小計							
簡易型		6.0	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	20.0	5.0	5.0	10.0	10.0	30.0	50.0	100.0
特別簡易型	1型	6.0	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	20.0	5.0	5.0	10.0	10.0	30.0	—	50.0
	2型	8.0	5.0	5.0	2.0	—	—	20.0	5.0	5.0	10.0	10.0	30.0	—	50.0

7-2 企業の経験及び能力

企業の経験及び能力を評価する際の基本的な評価方法等を示す。なお、資格要件が共同企業体である場合は、代表構成員の実績等を評価する。

(1) 企業の同種業務の実績【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】

発注者が設定した同種業務を過去に履行した実績件数を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日の属する年度の直前5ヵ年度から公告日までに完了※したもの
- 発注機関：国、特殊法人等、地方公共団体、公社
- 受注形態：元請、共同企業体の代表構成員及びその他構成員として受注したもの
- 同種業務：当該業務内容に応じ、発注者が設定

※完了とは、長崎県発注の場合は業務完了通知書の通知日をもって完了とし、九州地方整備局発注の場合は業務完成日とする。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1型	2型
4件以上	6.0	6.0	8.0
3件	4.5	4.5	6.0
2件	3.0	3.0	4.0
1件	1.5	1.5	2.0
実績なし	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

- 1) 提出様式
 - 「試行要領」様式3号（技術資料：企業の同種業務実績表）
- 2) 添付資料
 - テクリスの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等のうち、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの

(2) 企業の業務成績評価【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】

長崎県が発注した設計業務の業務成績評価の平均点を評価する。

【長崎県発注の設計業務の実績が無く、九州地方整備局の実績が有る場合】

評価期間内に国土交通省九州地方整備局が発注した設計業務のうち、最終契約金額100万円以上の業務成績評価の平均点を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間に完了※した設計業務
- 発注機関：長崎県（長崎県の実績が無い場合は九州地方整備局の実績で申請可）
- 受注形態：元請、共同企業体の代表構成員及びその他構成員として受注したもの
- 評価対象：最終契約金額500万円以上（九州地方整備局の実績で申請する場合は最終契約金額100万円以上）の設計業務（業務内容は限定しない）における業務成績評価の平均点

※完了とは、長崎県発注の場合は業務完了通知書の通知日をもって完了とし、九州地方整備局発注の場合は業務完成日とする。

《評価基準及び配点》

評価基準		配点		
		簡易型	特別簡易型	
長崎県の実績で申請する場合	九州地方整備局の実績で申請する場合		1型	2型
80点以上	83.5点以上	4.0	4.0	5.0
75点以上80点未満	78.3点以上83.5点未満	3.0	3.0	3.75
70点以上75点未満	73.0点以上78.3点未満	2.0	2.0	2.5
65点以上70点未満	67.8点以上73.0点未満	1.0	1.0	1.25
65点未満	67.8点未満	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

- 1) 提出様式
 - 「試行要領」様式6号（技術資料：企業の業務成績評価一覧表）
- 2) 添付資料
 - 事前審査登録制度を活用する場合は審査結果通知書の写し
 - 事前審査登録制度を活用せず、九州地方整備局の実績で申請する場合、

九州地方整備局が発行した委託業務等成績評価通知書の写し

3) 留意事項

- 業務成績評価の平均点は、少数第一位を切り捨て表示する。ただし、九州地方整備局の業務成績評価で申請する場合は、少数第二位を切り捨て表示する。

(3) 県内での同種業務受注実績【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】

発注者が設定した同種業務（長崎県発注に限る）を長崎県内で履行した実績件数を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日の属する年度の直前5ヵ年度から公告日までに完了※した同種業務
 - 発注機関：長崎県
 - 受注形態：元請、共同企業体の代表構成員及びその他構成員として受注した実績
 - 同種業務：当該業務内容に応じた業務を発注者が設定
- ※完了とは、長崎県発注の場合は業務完了通知書の通知日をもって完了とし、九州地方整備局発注の場合は業務完成日とする。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1型	2型
管内での実績あり	4.0	4.0	5.0
県内での実績あり	2.0	2.0	2.5
実績なし	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

1) 提出様式

- 「試行要領」様式1号（技術資料：企業・配置予定技術者の経験及び能力）

2) 添付資料

- テクリスの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等のうち、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの

(4) 災害支援協定【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】

「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」等の協定を、発注機関の機関長（振興局長）と締結している各業界団体に加入しているものを評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日時点の加入状況

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1 型	2 型
加入している	2.0	2.0	2.0
加入していない	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

1) 提出様式

- 「試行要領」様式1号（技術資料：企業・配置予定技術者の経験及び能力）

2) 添付資料

- 事前審査登録制度を活用する場合は審査結果通知書の写し
- 事前審査制度を活用しない場合は「発注機関の機関長（振興局長）との協定書の写し」及び「協定書に基づく活動対象者であることが確認できる資料（名簿、締結者からの証明書の写し等）」を添付すること

(5) 県内在住技術者の雇用【簡易型、特別簡易1型】

企業の雇用する全ての有資格者及び技術管理者のうち、県内在住者の状況进行评估する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日の属する年度の4月1日時点
- 評価方法：①入札参加資格申請時に報告された会社内の全有資格者※のうち県内に住所を有する者の割合、②建設コンサルタント現況報告書（九州地方整備局確認済み）に記載された建設コンサルタント部門登録に係る技術管理者のうち県内に住所を有する者の割合をそれぞれ算出し、《評価基準及び配点》に示す区分により評価を行う。ただし、県内に本店を置く企業については、①及び②ともに2分の1以上とし、《資料の作成要領》に示す提出様式及び添付資料の提出は不要とする。

$$\textcircled{1} = \frac{\text{県内に住所を有する有資格者数}}{\text{入札参加資格申請時に報告された会社内の全有資格者数}}$$

$$\textcircled{2} = \frac{\text{県内に住所を有する技術管理者数}}{\text{建設コンサルタント部門登録に係る技術管理者数}}$$

※全有資格者とは、入札参加資格者名簿に登録された技術士、RC CM又は建設コンサルタント登録規定第3条第1号イの認定を受けた技術者をいう。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1 型	2 型
①、②とも1／2以上	2.0	2.0	
①、②どちらかが1／2以上	1.0	1.0	
①、②どちらも1／2未満	0.0	0.0	

《資料の作成要領》

- 1) 提出様式
 - 「試行要領」様式4号（技術資料：県内在住技術者の雇用状況確認表）
- 2) 添付資料
 - 事前審査登録制度を活用する場合は審査結果通知書の写し
 - 事前審査登録制度を活用しない場合はマイナンバーの記載のない住民票の写し、資格証明書等の写し、建設コンサルタント現況報告書（九州地方整備局確認済みのもの）等の評価内容・評価基準を証明する資料
- 3) 留意事項
 - 長崎県に本店を有する者にあつては、評価内容に示す①及び②がともに2分の1以上と扱うため、資料の提出は不要である。

（6）県内在住女性・若手職員の雇用【簡易型、特別簡易1型】

企業が雇用する職員のうち、県内に在住する女性職員又は若手職員の有無を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日時点の雇用状況
- 評価方法：県内に在住する女性職員又は若手職員（35歳以下）を公告日から遡って3年以上継続して雇用しているものを評価する。
なお、正規・非正規、技術職員、事務職員の区別は問わない。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1 型	2 型
雇用あり	2.0	2.0	
雇用なし	0.0	0.0	

《資料の作成要領》

- 1) 提出様式
 - 「試行要領」様式5号（技術資料：県内在住女性・若手職員の雇用状況確認表）
- 2) 添付資料
 - マイナンバーの記載のない住民票の写し、雇用を証明する資料（雇用契約書、健康保険証等の写し）等の評価内容・評価基準を証明する資料

7-3 配置予定管理技術者の経験及び能力

配置予定管理技術者の経験及び能力を評価する際の基本的な評価方法等を示す。

(1) 配置予定管理技術者の資格【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】

配置予定管理技術者の保有する資格の種類により評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日時点で保有する資格
- 評価方法：管理技術者となり得る資格を技術士又は技術士相当の資格とそれ以外に分類し、《評価基準及び配点》に示す評価基準に基づき評価する。

分類	資格の種類	部門	選択科目・分野
①	技術士	総合監理部門	業務内容に応じて個別に設定
		建設部門 等	業務内容に応じて個別に設定
	土木学会認定技術者 上級土木技術者	業務内容に応じて個別に設定	
②	シビルコンサルティングアマネージャー（以下、「RCCM」）	業務内容に応じて個別に設定	
	土木学会認定技術者 1級土木技術者	業務内容に応じて個別に設定	
	建設コンサルタント登録規定で認定された技術管理者	業務内容に応じて個別に設定	
	その他の認定技術者	業務内容に応じて個別に設定	

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1型	2型
①に該当する資格	5.0	5.0	5.0
②に該当する資格	2.5	2.5	2.5
その他	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

1) 提出様式

- 「試行要領」様式7号（技術資料：配置予定管理技術者の経験及び能力）

2) 添付資料

- 資格証明書等の写し、建設コンサルタント現況報告書（建設コンサルタント登録規定で認定された技術管理者又は認定技術者で申請する場合であり、九州地方整備局確認済みのもの）等の評価内容・評価基準を証明する資料

(2) 配置予定管理技術者の同種業務実績【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】

発注者が設定した同種業務を過去に管理技術者として履行した実績の有無を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日の属する年度の直前5ヵ年度から公告日までに完了※したもの
- 発注機関：国、特殊法人等、地方公共団体、公社
- 実績対象：管理技術者として履行したもの

- 同種業務：業務内容に応じ、発注者が設定

※完了とは、長崎県発注の場合は業務完了通知書の通知日をもって完了とし、九州地方整備局発注の場合は業務完成日とする。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1 型	2 型
実績あり	5.0	5.0	5.0
実績なし	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

- 1) 提出様式
 - 「試行要領」様式7号（技術資料：配置予定管理技術者の経験及び能力）
 - 2) 添付資料
 - テクリスの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等のうち、業務内容・数量等の実績確認に必要なもの
- (3) 配置予定管理技術者の手持ち業務件数【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】
管理技術者として従事している業務数を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日時点の業務数
- 発注機関：国、特殊法人等、地方公共団体、公社
- 評価対象：契約金額100万円以上の管理技術者となっている全ての手持ち業務であり、契約工期内に公告日があるもの。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1 型	2 型
3件未満	10.0	10.0	10.0
3件以上 5件未満	5.0	5.0	5.0
5件以上	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

- 1) 提出様式
 - 「試行要領」様式7号（技術資料：配置予定管理技術者の経験及び能力）
 - 2) 添付資料
 - テクリスの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等のうち、評価内容・評価基準の確認に必要なもの
- (4) 配置予定管理技術者の業務成績評定【簡易型、特別簡易1型、特別簡易2型】
長崎県及び九州地方整備局が発注した設計業務を管理技術者として履行し、受けた業務成績評定のうち3件の平均点を評価する。

《評価内容》

- 評価期間：公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間に完了※した設計業務
- 発注機関：長崎県、九州地方整備局
- 受注形態：管理技術者として履行したもの
- 評価対象：長崎県発注の設計業務の場合は最終契約金額500万円以上とし、九州地方整備局発注の設計業務の場合は最終契約金額100万円以上とする。なお、九州地方整備局発注設計業務の実績を申請する場合、長崎県発注設計業務の業務成績評定に換算するものとする。

※完了とは、長崎県発注の場合は業務完了通知書の通知日をもって完了とし、九州地方整備局発注の場合は業務完成日とする。

《評価基準及び配点》

評価基準	配点		
	簡易型	特別簡易型	
		1型	2型
80点以上	10.0	10.0	10.0
75点以上 80点未満	7.5	7.5	7.5
70点以上 75点未満	5.0	5.0	5.0
65点以上 70点未満	2.5	2.5	2.5
65点未満	0.0	0.0	0.0

《資料の作成要領》

1) 提出様式

- 「試行要領」様式7号（技術資料：配置予定管理技術者の経験及び能力）

2) 添付資料

- 九州地方整備局の実績を申請する場合、九州地方整備局が発行した委託業務等成績評定書の写し

《留意事項》

1) 九州地方整備局発注の設計業務における業務成績評定の換算について

- 下記の換算式により、長崎県発注設計業務の業務成績評定に換算するものとする。（様式7号へ九州地方整備局の業務成績評定を入力すると自動的に換算される。）

換算式 = 九州地方整備局の業務成績評定 × 換算係数（α）
（少数第一位を切り捨て表示する）

※ α = 0.95829852

換算係数は評価期間において九州地方整備局が発注する設計業務の業務成績評定の平均に対する長崎県発注設計業務の業務成績評定の平均値の割合を示している。換算係数は、年度毎に設定する。

2) 平均評定点の表示について

- 平均評定点は、少数第一位を切り捨て表示する。

7-4 品質確保・向上に関する提案【簡易型】

品質確保・向上に関する提案（以下、「技術提案」という。）は、設計ミスの低減を図るための照査手法に関する工夫や現場条件による設計上の課題の克服に関する対策等、業務成果品の品質確保・向上が十分に期待でき、ひいては建設工事の品質確保に資する提案を求めるものである。

（１）「技術提案」を求める着目点及び評価

「技術提案」は、業務成果品の品質確保・向上を目的に発注者が設定する着目点（提案を求めるテーマ）に対し提案を求め、提案の適否を「良」又は「普通」の２段階で評価する。

《着目点》

①必須項目

- 1) 設計ミスが低減する提案
- 2) 業務の効率化に関する提案
- 3) 重要事項（※１）に関する提案
- 4) その他（※２）

②自由選択項目

- 5) 有益な比較案や代替案の提案
- 6) 施工計画に関する提案
- 7) 業務成果品の可読性が向上する提案

※１：現地特定等により発注者が個別案件ごとに設定

※２：※１以外の設計上の課題等により発注者が個別案件ごとに設定

《評価基準及び配点》

- 「良」：業務成果品の品質確保・向上に対する効果が期待できるもの
- 「普通」：業務成果品の品質確保・向上に対する効果が標準的であるもの

評価基準	配点
5.0点×10提案（良とした提案数）	50.0
5.0点× 9提案（良とした提案数）	45.0
5.0点× 8提案（良とした提案数）	40.0
5.0点× 7提案（良とした提案数）	35.0
5.0点× 6提案（良とした提案数）	30.0
5.0点× 5提案（良とした提案数）	25.0
5.0点× 4提案（良とした提案数）	20.0
5.0点× 3提案（良とした提案数）	15.0
5.0点× 2提案（良とした提案数）	10.0
5.0点× 1提案（良とした提案数）	5.0
5.0点× 0提案（良とした提案数）	0.0

（２）提案の作成要領

1) 提出様式

- 「試行要領」様式２号（技術資料：品質確保・向上に関する提案）

2) 添付資料

- 「試行要領」様式２号に記載する提案の補足として、補足説明資料（工程表、イメージ図等をA4用紙1枚に整理した資料）を添付することが

できる。※補足を必要とする全ての提案をA4用紙1枚に整理すること。

3) 作成要領

- 着目点のうち、必須項目1)～4)は着目点ごとに1つ以上提案しなければならない。
- 必須項目に係る提案以外に、自由選択項目5)から7)より自由に選択し、提案できるものとする。
- 提案は10提案までとする。
- 提案は「試行要領」様式2号に、句読点、数字、記号等を含み800文字以内で記載すること。なお、「試行要領」様式2号には図、表等は添付しないこと。
- 提案は着目点毎に、業務成果品の品質確保及び向上を目的とする具体的な内容とすること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、具体的な実施時期等が適切に記載されていること。
- 提案は経済性に配慮したものであること。

(3) 提案の作成における留意点

- 入札公告に示す事項以外の内容を含む技術資料、又は書面及び添付の書式に示された条件に適合しない技術資料については、入札無効又は競争参加資格なしとなる場合がある
- 着目点の必須項目1)～4)に対して提案の無い場合は一切評価しない。なお、発注者が設定する着目点については、表現の変更は認めない。変更した場合は、その提案は一切評価しない。
- 文字数が800文字を超えた場合は、すべての提案を一切評価しない。
- 「試行要領」様式2号に図、表等が添付されている場合はすべての提案を一切評価しない。
- 提案が「試行要領」様式2号及び補足説明資料を合わせて2枚を超える場合は、すべての提案を一切評価しない。
- 類似した内容を記載した提案が複数ある場合は、ひとつの提案として評価する。
- ひとつの提案に対し複数の提案を記載した場合は、ひとつの提案として評価する。
- 「試行要領」様式2号に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。
- 補足説明資料は、「試行要領」様式2号に記載のある提案を補足するための参考図等を記載するものであり、説明文等の文章は評価の対象としない。
- 提案の実施に要する費用は受注者が負担するものとする。
- 「良」と評価された提案は必ず履行すること。

(4) 提案の履行の担保

「良」と評価された提案の確実な履行の担保として、業務等委託契約書の条項に下記の事項を追加するものとする。

- ① 落札者は不可抗力等落札者の責によらない場合を除き、「試行要領」様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて業務を履行しなければならない。その部分については、請負代金の変更等を行わない。
- ② 発注者は、落札者の責により「試行要領」様式12号に掲げる事項のうち、評価されたものについて履行が確認できない場合において、業務成績評定を10点減点する。
- ③ 契約締結後、不可抗力等落札者の責によらないで「試行要領」様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者落札者間で協議して定めるものとする。

(5) 普通評価とする「技術提案」の事例

普通評価とする「技術提案」を「普通評価とする技術提案事例」として指定し、公表する。

表-6 普通評価とする技術提案事例

分野	着目点	普通評価又は評価しない提案	理由
共通	業務の効率化に関する提案	社内レビューの実施	一般的な業務手法
共通	業務成果品の可読性（見易さ、読み易さ）が向上する提案	基準書等のスキャンデータの添付	一般的な業務手法
共通	業務成果品の可読性（見易さ、読み易さ）が向上する提案	出典根拠の明示	一般的な業務手法
共通	業務成果品の可読性（見易さ、読み易さ）が向上する提案	報告書に見出し（インデックス）を付ける提案	一般的な業務手法

7-5 技術資料の一括審査方式

一括審査方式とは、以下の要件に該当する複数業務の総合評価落札方式を実施する場合、複数業務のうち1件に係る技術資料及び技術資料等の一括提出誓約書を提出することで、その他の業務に提出すべき技術資料を省略することができ、一括して審査を行うものである。なお、落札決定は開札の早い順に行うものとし、落札決定を受けた者は以降の入札の落札者とはなり得ないものとする。

《一括審査方式を採用する条件》

- 同一発注機関で、同一日に入札公告を行い、同一日に開札する業務であること。
- 同種業務として発注する業務であること。
- 評価項目、評価内容及び評価基準が同一であること。

《開札の順番》

- 設計金額の高い順に開札を行うものとする。

《技術資料と併せて提出しなければならない資料》

- 様式8-1号：技術資料等の一括提出誓約書（単体用）
- 様式8-2号：技術資料等の一括提出誓約書（共同企業体用）

《関連する法令・要綱等》

- 長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領 《第10条》

8. その他

8-1 入札結果等の公表

入札結果の公表は、「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式集計表」により長崎県ホームページ「長崎県入札情報ポータルサイト」にて行うものとする。

《関連する法令・要綱等》

- 長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領 《第24条》
- 建設関連業務委託の入札結果等の公表について
制 定：平成21年3月2日 20建企第776号
最終改正：令和2年9月30日 2建企第365号

8-2 審査結果及び入札結果の説明要求

次に掲げる事項については、理由の説明要求を行えるものとする。

- ① 競争参加資格がないと認めた理由
- ② 落札者を決定した理由
- ③ 入札参加者が落札者とされなかった理由
- ④ 「技術提案」が評価されなかった理由
- ⑤ 低入札調査において失格とされた理由

《関連する法令・要綱等》

- 長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱 《第26条》
- 長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱
制 定：平成22年3月25日 21建企第735号
最終改正：令和3年3月2日 2建企第617号

8-3 開示請求

「技術提案」の内容に関する情報公開条例に基づく第三者からの開示請求については、企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため開示しない。また、評価点数の根拠となる審査内容等についても情報提供しない。

8-4 秘密保持

入札参加者から提出された「技術提案」等は、提案者の知的財産であるため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにする。また、提案者の了解を得ることなく提案の全部、又は一部のみを他の業務で採用することのないようにし、その取り扱いについて適正に対応する。

表-7 令和7年度 評価項目毎の評価基準及び配点

大分類	小分類	評価項目	評価基準	配点（技術評価点）					
				簡易型		特別簡易型			
						1 型		2 型	
						配点	区分	配点	区分
企業 の 経験 及 び 能力	企業 の 実績 関係	同種業務実績 ※同種業務は個別案件毎に設定	4件以上	6.0	6.0	6.0	6.0	8.0	8.0
			3件		4.5		4.5		6.0
			2件		3.0		3.0		4.0
			1件		1.5		1.5		2.0
			実績なし		0.0		0.0		0.0
		業務成績評定 ※括弧書きは九州地方整備局の成績 評定で申請する場合の評価基準	80点以上（83.5点以上）	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0
			75点以上 80点未満（78.3点以上 83.5点未満）		3.0		3.0		3.75
			70点以上 75点未満（73.0点以上 78.3点未満）		2.0		2.0		2.5
			65点以上 70点未満（67.8点以上 73.0点未満）		1.0		1.0		1.25
			65点未満（67.8点未満）		0.0		0.0		0.0
	企業 の 地域 精通 ・ 貢献 度	県内での同種業務受注実績 ※同種業務は個別案件毎に設定	管内での実績あり	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	
			県内での実績あり		2.0			2.0	2.5
			実績なし		0.0			0.0	0.0
		災害支援協定	加入している	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
			加入していない		0.0			0.0	0.0
		県内在住技術者の雇用 ※①及び②の内容は「7. 7-2 (4)」を参照	①、②とも1／2 以上	2.0	2.0	2.0			
			①、②どちらかが1／2 以上		1.0				1.0
			①、②どちらも1／2 未満		0.0				0.0
		県内在住女性・若手職員の雇用	雇用あり	2.0	2.0	2.0			
			雇用なし		0.0				0.0
配置 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格 ※①及び②は個別案件毎に設定	①に該当する資格	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
		②に該当する資格		2.5			2.5	2.5	
		その他		0.0			0.0	0.0	
	同種業務実績 ※同種業務は個別案件毎に設定	実績有り	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
		実績なし		0.0			0.0	0.0	
	手持ち業務件数	3件未満	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0		
		3件以上5件未満		5.0			5.0	5.0	
		5件以上		0.0			0.0	0.0	
	業務成績評定 ※括弧書きは九州地方整備局の成績 評定で申請する場合の評価基準	80点以上	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0		
		75点以上 80点未満		7.5			7.5	7.5	
		70点以上 75点未満		5.0			5.0	5.0	
		65点以上 70点未満		2.5			2.5	2.5	
		65点未満		0.0			0.0	0.0	
	品質確保・向上に関する提案		5.0点×10提案（良とした提案数）	50.0	50.0				
			5.0点× 9提案（良とした提案数）		45.0				
5.0点× 8提案（良とした提案数）			40.0						
5.0点× 7提案（良とした提案数）			35.0						
5.0点× 6提案（良とした提案数）			30.0						
5.0点× 5提案（良とした提案数）			25.0						
5.0点× 4提案（良とした提案数）			20.0						
5.0点× 3提案（良とした提案数）			15.0						
5.0点× 2提案（良とした提案数）			10.0						
5.0点× 1提案（良とした提案数）			5.0						
5.0点× 0提案（良とした提案数）			0.0						
配点合計（技術評価点）			100.0		50.0			50.0	

表-8 「特殊法人等」に該当する法人の一覧

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に定める法人及び国立大学法人法に定める国立大学法人

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に定める法人	
首都高速道路株式会社	独立行政法人国際協力機構
新関西国際空港株式会社	独立行政法人国立科学博物館
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	独立行政法人国立高等専門学校機構
中日本高速道路株式会社	独立行政法人国立女性教育会館
成田国際空港株式会社	独立行政法人国立青少年教育振興機構
西日本高速道路株式会社	独立行政法人国立美術館
阪神高速道路株式会社	独立行政法人国立文化財機構
東日本高速道路株式会社	独立行政法人自動車事故対策機構
本州四国連絡高速道路株式会社	独立行政法人中小企業基盤整備機構
沖縄科学技術大学院大学学園	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
日本中央競馬会	独立行政法人都市再生機構
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人日本学生支援機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	独立行政法人日本芸術文化振興会
国立研究開発法人情報通信研究機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
国立研究開発法人森林研究・整備機構	独立行政法人日本スポーツ振興センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人水資源機構
独立行政法人空港周辺整備機構	独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構	